

後漢の官吏登用法に関する二、三の問題

西 川 利 文

一

国家の支配を貫徹していくために官僚機構が存在し、それを維持していくために絶えず新しい人材を官僚機構に送り込む必要がある。これが、官吏登用法（以下、登用法と略す）の重要視される所以である。

本稿で対象とする漢代（後漢時代を含む）の登用法とは、一般に百石以下の中央官庁・地方郡県の属吏層及び在野無官の庶民の中から、二百石以上の勅任官を選抜する時に適用される制度をさす。そしてこの制度に関してまず頭に浮かぶのは、孝廉・茂才・賢良方正などの科目のある郷举里選（＝選挙制度）である。

ところで、この選挙制度をはじめとする漢代の登用法については、先学の研究も少なくなく、新たに考察を加える必要もないとも言えるほどである。しかしそれらの多くは、後漢時代になって主流の登用法となった孝廉を中心にした述べたものであり、そのほかには、後漢時代に新たな登用経路として重きをなすようになった辟召に関する五井直弘氏の研究^①や、不定期的な選挙制度である制举（あるいは制科）に関する福井重雅氏の研究^②があるが、これらはいずれも漢代に存在した多くの登用法の一部を取り扱ったものであり、総合的に登用法を取り扱ったものではない。

ただ最近になって、中国の研究者によって漢代の各登用法を総合的に取り扱った注目すべき研究が発表されたが、この研究は各登用法の相互の関係についてはほとんど触れられていない、いわば制度の縦割的な研究である。

このような状況の中で、各登用法の相互の関係をとり扱った研究として、永田英正氏の「後漢の三公にみられる起家と出自について」^⑤と、福井重雅氏の「後漢の選挙における推挙の辞退」^⑥とが注目される。

そこで、本稿を進めていくための手がかりとして、まず両氏の研究によって明らかにされた点と、なお残されている問題点とを明らかにしていきたい。

一一

まず、永田氏は後漢時代の三公就任者がいかなる登用法によって就官したかを分析するにあたって、「実際の就官までにはかなり複雑なケースが存在した」として、

(イ) 最初の登用を拒否して別の登用をうけて就官した場合。

(ロ) 去官・免官の後更めて別の登用をうけた場合。

(ハ) 連続して登用をうけた場合。

の三ケースに分類され^⑦、その結果、後漢も後期になると最初の登用のみで三公になった例は少なくなり、多くの者は複数の登用法をうけており、また実際に就官する時に応じた登用法としては孝廉は減少し、辟召・徵召が多くなってくることを明らかにされた。

その理由として、氏は孝廉によって最初に就く官である三署の郎官の増加によって、孝廉に応じた場合の昇進の機会が少なくなってくるのに対して、辟召・徵召というのは三署の郎官を経ない登用法であり、孝廉よりも昇進の

機会があること、さらに三公に至るまでに要する年数が孝廉と辟召・徵召とでは十年近い差があったことを指摘され、辟召・徵召は昇進が早く有利な登用法であったと指摘された。

次に、福井氏は後漢時代に急激に増加する登用拒否に焦点をあて、それを可能にする理由が何であったのかを追求された。その結果、中央政府の側としては、被察挙者が登用を拒否しても登用に応じたものとして対処し、被察挙者が登用に応じない原因は、察挙者の被察挙者に対する礼遇の欠如であるとすることによって、登用拒否が察挙者の責任であって、直接中央政府の權威に抵触しないように配慮した。また一方、被察挙者の側としては、中央政府が右のように認識するからこそ、本人の意志とは無関係に行われる登用に對する拒否が可能なのであり、また被察挙者本人に對する評価は、登用を拒否した時も応じたものと同様に見なされたのである、ということを明らかにされた。すなわち、後漢時代には、中央政府の權威を失墜しないように配慮しながら、被察挙者に拒否権を認められたわけである。

さらに氏は、登用拒否を通して漢代に存在した各登用法間に於ける重要度の上下を明らかにされた。すなわち、孝廉・茂才の常挙よりも賢良方正などの制挙のほうが上位であり、その中間に公府による辟召が位置し、制挙の上位には公府による推薦（＝表薦）があり、最上級の登用法として皇帝による徵召があったとされるのである。この福井氏が明らかにされた各登用法の重要度の差というのは、非常に卓見であるといえよう。というのは、永田氏が明らかにされた辟召・徵召の有利性というのは、実は辟召・徵召というのが孝廉よりも上級の登用法であったからであり、だからこそ昇進が早かったということができるといふものであり、その意味でこの面では、福井氏の論は永田氏の論を補強したものと評価できるであろう。

ところで、両氏は共に登用拒否・去官を通して独自の論を展開されているのであるが、登用拒否・去官の意味に

ついでには、兩氏ともほぼ同様の見解になっている。すなわち、登用拒否・去官というのは、最高官僚への昇進が早く有利な上級の登用法である辟召あるいは徵召をうけるための行為であるという見解である。

しかし、福井氏は論文の最後で、

常科を拒否して制科の推薦に應ずることによって就官した場合と、制科を辞退して天子の徵召を受けることによって任官した場合とを比較検討してみると、結果的にはその間に初任官の懸隔がないということである。

(中略)とするならば賢良方正などを固辞してまで最終的な天子による徵召を期待するということは、實質的にはほとんど意味をもたない行為であったといわなければならない。^⑧

と述べておられる。とすれば、最上級の登用法である皇帝による徵召の存在意義が疑問になってくる。

また、永田氏は徵召が辟召と同様に昇進が早く、徵召における推薦者が辟召権をもつ公府の長官であったことから、「徵召という登用法は、その内容からいって同じ高官の辟召の範疇に属する特殊例的な側面をもつものであったと考える。」と述べておられる。しかし登用拒否の状況を見ると、辟召を拒否して徵召に應じる場合が少なくないのである(後掲表Ⅱ参照)。とすれば、何故故吏關係によって將來が保証される辟召を拒否してまで、昇進に要する年数の変わらない徵召に應じるのかということが問題となる。

以上兩氏の論を検討してみる時、なお残されている問題は、主として皇帝による徵召の登用法としての存在意義が一体どこにあったのかということであろう。そしてこの問題を解く手がかりとして本稿では、永田・福井兩氏と同様に登用拒否を取り上げ、登用法というのが、実際に政治を動かしていく官僚機構を維持していくための制度であるということから、後漢の政治の流れの中で、登用拒否がどのように意味付けられるのかを検討していくことにする。このような検討を行えば、或いは後漢時代に存在した徵召をはじめとする各登用法の新たな一面も浮かび上

つてくるのではないかと推測しているのである。

三

まず、後漢時代に於ける登用拒否を見た時、ある種の登用を拒否した者が、その後一種ないし数種の登用法をうけて彼ら全ての者が就官したかと言えは決してそうではなく、一切の登用を拒否して就官しなかった者も少なからず存在するのである。そこで、当時の登用拒否の持つ意味を検討する時に、一切の登用を拒否して就官しなかった者を分析の範囲外に置くことは、正しい結論への道ではない。

次に、後漢時代に登用を拒否する風潮が頻繁に見られるといっても、全ての者が最初の登用を拒否したわけではなく、最初の登用によって就官した者のほうがはるかに多いのである。そこで、後漢時代の各登用法について検討する時、当然のことながら最初の登用によって就官した者を検討の対象外に置くことは許されない。

以上の理由によって本稿では、原則として『後漢書』と『三国志』とに依り、この正史二書の中に伝の存する者、または他人の伝の附伝並びに注によって経歴のわかる者の中で、後漢帝国の成立から滅亡に至るまでの後漢一代約二百年（紀元後二五—二二〇）の間に、最終的に就官するか否かにかかわらず、何らかの登用をうけたことが判明する者（以下、「有伝者」とする）を取り出し、分析していくことにする。そしてこのように分析の範囲を広げることは、永田氏が論文の最後で、「（氏の考察が）果して当時の一般的傾向を示すものであったか否かについては、更に一層広い視野に立った検討を必要とすることはいうまでもない。」と述べられている言に沿うものである。さて、右の規準に従って取り出した四一八名の「有伝者」が、後漢時代の主な九人の皇帝のどの時期にどの登用法をうけたのかを示したのが、後掲（七頁）の表Iである。

ここでまず、表中に挙げた登用法の内容について簡単に述べると、次のようになる。

(1) 孝廉—前漢武帝の時に開始される登用法で、郡国の守相が毎年一定数の官僚候補者を察挙し、被察挙者は原則としてまず三署の郎官に就く。後漢時代になると、察挙年令が四十才以上に制限され、察挙後に試験が義務付けられたり、¹³⁾ 郡国の人口数によって察挙数が割り当てられるようになる。¹⁴⁾

(2) 茂才—やはり前漢武帝期に開始され、前漢時代には不定期であったものが、後漢時代になると毎年定期的に行われるようになる登用法で、三公・光祿勳・刺史が各一人の茂才を察挙し、被察挙者の初任官は一般に県令である。¹⁵⁾ (3) 辟召—公府（太傅・太尉・司徒・司空・大將軍など）が行い、後漢時代に新たな登用経路としてさかんに行われるようになるが、これを一種の登用法と見る場合、後に述べるようにもう少し細かい規定が必要である。

(4) 制舉—前漢文帝期の賢良方正の察挙に始まる登用法で、不定期的に行われる。後漢時代には、主に日食や地震などの災異のあった時に、皇帝が公卿以下太守・刺史などに命じて、賢良方正をはじめ直言・有道・至孝などの諸科目によって官僚候補者を察挙させた。¹⁶⁾

(5) 徵召—官僚の推薦によって皇帝自身が官僚候補者を召す登用法で、被召者は一般にまず議郎に就く。¹⁷⁾

(6) 任子—高級官僚の子弟を郎官に就ける古くからある世襲的な登用法である。¹⁸⁾

(7) 外戚・宗室—帝室の關係者のみに行われる登用法である。

(8) その他—右に挙げた登用法以外の例えば明經・通經・知音などという察挙例の少ない登用法や、郡国の上計吏から官僚となった者をここに入れておいた。¹⁹⁾

表Ⅰは、後漢時代に存在した登用法をそれぞれの特徴によって右の八項目に分けて、各「有伝者」について、就官した者については最初の就官までにうけた登用法を、また一切の登用を拒否して就官しなかった者については最

表I

	有伝者	孝廉	茂才	辟召	制举	徵召	任子	外戚・宗室	その他
光武	42	14 $\begin{matrix} \langle 1 \rangle \\ (2) \end{matrix}$	1 (0)	13 (6)	0 (0)	16 (2)	3(0)	1(0)	3 $\begin{matrix} \langle 0 \rangle \\ (0) \end{matrix}$
明	26	8 $\begin{matrix} \langle 0 \rangle \\ (0) \end{matrix}$	0 (0)	11 (2)	0 (0)	5 (2)	3(0)	1(0)	0 $\begin{matrix} \langle 0 \rangle \\ (0) \end{matrix}$
章	20	9 $\begin{matrix} \langle 0 \rangle \\ (0) \end{matrix}$	0 (0)	6 (2)	4 (2)	3 (1)	0(0)	1(0)	1 $\begin{matrix} \langle 1 \rangle \\ (0) \end{matrix}$
和	18	6 $\begin{matrix} \langle 0 \rangle \\ (1) \end{matrix}$	1 (0)	6 (2)	3 (2)	5 (0)	2(0)	1(0)	0 $\begin{matrix} \langle 0 \rangle \\ (0) \end{matrix}$
安	41	13 $\begin{matrix} \langle 1 \rangle \\ (1) \end{matrix}$	3 (1)	18 (6)	4 (2)	10 (1)	1(1)	1(0)	1 $\begin{matrix} \langle 0 \rangle \\ (0) \end{matrix}$
順	28	19 $\begin{matrix} \langle 4 \rangle \\ (3) \end{matrix}$	3 (2)	15 (6)	6 (3)	4 (3)	0(0)	0(0)	0 $\begin{matrix} \langle 0 \rangle \\ (0) \end{matrix}$
桓	69	33 $\begin{matrix} \langle 1 \rangle \\ (9) \end{matrix}$	6 (5)	30 (18)	18 (11)	15 (9)	4(1)	1(0)	2 $\begin{matrix} \langle 0 \rangle \\ (0) \end{matrix}$
靈	88	44 $\begin{matrix} \langle 2 \rangle \\ (12) \end{matrix}$	9 (7)	41 (17)	8 (5)	14 (5)	2(0)	1(0)	4 $\begin{matrix} \langle 0 \rangle \\ (0) \end{matrix}$
獻	80	21 $\begin{matrix} \langle 2 \rangle \\ (3) \end{matrix}$	7 (4)	55 (7)	2 (2)	5 (3)	0(0)	0(0)	6 $\begin{matrix} \langle 0 \rangle \\ (0) \end{matrix}$
不明	6	3 $\begin{matrix} \langle 0 \rangle \\ (2) \end{matrix}$	2 (0)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	0(0)	0(0)	0 $\begin{matrix} \langle 0 \rangle \\ (0) \end{matrix}$

〔註〕 1. 表中で()内に示した数字は、登用拒否者を示す。

2. 表中で< >に示した数は、孝廉あるいはその他の登用法に応じて、連続して辟召に応じた者を示す。

後にうけた登用法までを、それぞれ全部取り出して表わしたものである。

ここで、前にも述べたように、辟召を一種の登用法と見ようとすれもう少し細かい規定が必要であるので、具体的な分析に入る前に辟召について少し触れておきたい。

辟召とは、一般には太傅・三公・大將軍をはじめ中央・地方の長官が、自己の属吏を長官自身が自由に選任することをいうのである。この中で後漢時代に新たな登用経路として擡頭してくるのは、太傅・三公・大將軍といった公府による辟召である。そして、公府に辟召されると比

四百石から比二百石の掾屬となり、それは勅任官である郎官と同等の秩であることから、孝廉による察舉を経ず
百石から二百石に至る最初にして最大の関門を通過できたのである。^{②③}

ところが、公府の掾屬は秩は高いものであっても、彼らはあくまでも公府の屬吏なのであって、官僚（＝勅任
官）となるためには、高第・茂才あるいは制舉等によって、改めて所屬の公府から察舉されなければならなかつた
のである。^④このことは、「有伝者」の中で公府に辟召された者の登用過程を調べれば、高第等に察舉されてから官
僚となっている者がきわめて多いことから明白となる。

つまり、後漢時代に公府による辟召から官僚となるというコースが一般化してきたことから、辟召を「一種有利
なパイパスでもいいうべき性格の登用法」とするならば、高第等による察舉というのは、官僚となるためには必ず
通らなければならぬ通過点なのである。換言すれば、本来それ自身が登用法とは言えない公府による辟召が、
「辟召↓（高第等による）察舉」という過程を経ることによって、一種有利な登用法となるのである。^⑤

四

右のような手続きを経て作成した表Ⅰによって、まず「有伝者」がどの登用法をうけたのかを見てみる。

表Ⅰを見ると、「有伝者」の多くが孝廉か辟召による登用をうけており、この二種の登用法が、後漢時代の登用
法の主流であったことが一応確認される。次に、徵召が——孝廉・辟召と比較するとその数は少ないもの——孝
廉・辟召に次いでさかんに行われており、特に光武帝期と和帝期には、孝廉・辟召とほぼ同数の者が徵召されてい
る。そして、制舉・茂才に察舉された者がそれに続いている。

ところで、いま「有伝者」がどの登用をうけたかをその人数の多少のみによって見たのであるが、「有伝者」全

体に占める孝廉の割合が、あまりにも低すぎると言わざるを得ないであろう。つまり、孝廉の察挙数は——和帝の永和五年（九三）頃を境として、それ以前と以後とは多少異なるが——毎年二百名前後であり、後漢一代を通じて約四万二千名もの孝廉が生まれたことになる。^② それに対して、孝廉と同様に毎年察挙される茂才の場合は、三公・光祿勳・刺史が各一名、計一七名（後漢一代を通じて約三千三百名）を察挙することになり、毎年孝廉察挙数と比べればはるかに少なくなる。同様に制舉・辟召・徵召の場合も、孝廉ほど多くの者がそれぞれの登用法によって登用されたとはとても思えない。その意味では、「有伝者」の中で孝廉とほぼ同数の被召者のいる辟召や、それに次ぐ被召者がいる徵召というのは、永田氏が指摘される通り昇進に有利であったのであり、さらに茂才や制舉も含めた孝廉以外の登用法のほうが、正史にその名を残すほどの有能な人物に対してより多く適用されたものと言えよう。

しかし、本稿の主目的は、後漢時代にどの登用法が主流であったのかと、また昇進に有利か不利かということにあるのではなく、後漢時代に於ける徵召をはじめとする各登用法の特徴と、その解明の手がかりとなる登用拒否の意味とを探ることにある。それ故、登用をうけた人数の多少ということは第二の問題として、まず表Ⅰを使って、一応出身に関係のない孝廉から徵召までの五種の登用法について、登用をうけた者がその登用に応ずるか拒否するかに主眼を置いて、各登用法・各時期に於いて登用拒否者がどのように現われてくるのかを見ていくことにする。そこで、五種の登用法について、それぞれの時期別の登用拒否の状況を見ると、次のようになる。

(1) 孝廉は、桓・靈帝期に拒否者が多くなるものの、その割合は三割を越えず、他の登用法の同時期に於ける登用拒否の割合と比べるとはるかに低く、また桓・靈帝期を除く時期の登用拒否の割合もきわめて低い。特に、明・章帝期には、拒否者がいない。

(2) 茂才は、順帝期以後に登用拒否の割合がきわめて高くなる。

(3) 辟召は、従来の説では、孝廉の行きづまりとともに有利な登用法として擡頭してくるといわれる順帝期以後に於いても、獻帝期を除いては、孝廉以外の三種の登用法と歩調を合せて登用拒否の割合が高くなる。また安帝期以前にも少なからず拒否者がおり、特に光武帝期には、被召者の半数近くが辟召を拒否している。

(4) 制筆は、その登用をうけた「有伝者」の存在する章帝期以後の全時期にわたり登用拒否の割合がきわめて高い。(5) 徵召は、安帝期以前には孝廉と同じくほとんど拒否者がいないのに対し、順帝期以後になると急速に拒否者が多くなる。

以上を総合すると、登用拒否は順帝期以後、後漢末までその割合が特に高くなるものの、その中にあって、一般に昇進に不利と言われる孝廉は、全時期にわたって登用拒否の割合が低いという結果になった。このことは、登用拒否が決して昇進に有利か不利かということのみによって決定されるものではない、ということを物語るものであり、登用拒否の意味をもう一度検討しなければならなくなるのである。

五

ところで、いままでは表Ⅰによって、各登用法に見える登用拒否の状況を分析してきたわけであるが、登用拒否者が次にどの登用法をどのような順序でうけ、最終的にどの登用に応じて就官したのか、或いは一切の登用を拒否して就官しなかったのかという状況は、表Ⅰでは全くわからない。しかし、この状況を知ることが、各登用法の特徴や登用拒否の意味を検討するうえで重要な手がかりとなるのである。そこで、その状況を知るために、次に四一八名の「有伝者」の中から登用拒否者のみを取り出して、表Ⅱとして掲げた。

表Ⅱ

時期	No.	有伝者	孝廉	茂才	辟召	制举	徵召	任子	上計吏	初任官	出典
光武帝	1	劉昆	1				(2)			県令	後・伝・69
	2	淳于恭	1		2		(3)			議郎	後・伝・29
	3	王良			1		(2)			諫議大夫	後・伝・17
	4	承宮			1		(2)			博士	後・伝・17
	5	高獲			1					—————	後・伝・72
	6	閔貢			1		2			—————	後・伝・43・附
	7	荀恂			2		1			—————	後・伝・43・附
明帝	8	楽恢			1		(2)			議郎	後・伝・33
	9	王扶			1		(2)			議郎	後・伝・29
章帝	10	鄭均			1	2	(3)			尚書令	後・伝・17
	11	杜安			1		(2)			—————	三・卷・23・注
	12	高鳳				1				—————	後・伝・73
	13	王充					1			—————	後・伝・39
和帝	14	張衡	1		2		(3)			郎中	後・伝・49
	15	樊英				1	2・(3)			五官中郎将	後・伝・72
	16	李充					1・(2)			博士	後・伝・71
	17	李李			2	1				—————	後・伝・72
安帝	18	崔援		(2)	1					県令	後・伝・42
	19	韋豹			1		(2)			議郎	後・伝・16
	20	馬融			1・(2)					校書郎中	後・伝・50

帝	21	楊倫			1		2・(3)	1		博 議 士 郎	後・伝・69
	22	黃瓊			2		3・(4)				後・伝・51
	23	周燮	1			2	3				後・伝・43
	24	李曷		1			2				後・伝・72・注
	25	廖扶			1						後・伝・72
	26	賀純			1	2	3				後・伝・53・注
順 帝	27	李固	1	2	3	(4)			議 尚 侍 議 郎	後・伝・53	
	28	王暢	1		(2)					後・伝・46	
	29	張綱	1		(2)					後・伝・46, 三・卷・45・注	
	30	蔡玄			1		2・(3)			後・伝・69	
	31	崔寔			1	(2)				後・伝・42	
	32	張楷		1	2	3	4			後・伝・26	
	33	鍾皓			1		2			後・伝・52, 三・卷・13・注	
	34	鍾法			1	2	3			後・伝・73, 三・卷・37・注	
	35	郎顛				1	2			後・伝・20	
	桓	36	向栩	1		3	2			4・(5)	
37		趙咨	1			(2)		後・伝・29			
38		檀敷	1		2	(4)	3	後・伝・57			
39		宗慈	1		2	3		後・伝・57			
40		張儉		1	2	3	4・(5)	後・伝・57			
41		韋著			1		2・(3)	後・伝・16			
42		孔昱			1	2	(3)	後・伝・57			
43		劉淑			1	(2)		後・伝・57			

帝	44	趙典		1		2	(3)		議郎	後・伝・17
	45	李燮			1		(2)		議郎	後・伝・53
	46	董扶			2	1・4	3・(5)		侍中	後・伝・72, 三・卷・31・注
	47	荀爽				(2)	1		郎中	後・伝・52
	48	黄琬						1	五官中郎将	後・伝・51
	49	种岱	1	2	3		4		_____	後・伝・46
	50	黄憲	1		2				_____	後・伝・43
	51	符融	1		2				_____	後・伝・58
	52	岑暉	1	2	3				_____	後・伝・57
	53	徐穉	1	3	2・6	4	5・7		_____	後・伝・43
	54	申屠蟠			1	2	3		_____	後・伝・43
	55	姜肱			1		2		_____	後・伝・43
	56	郭太			1	2			_____	後・伝・58
57	夏馥				1			_____	後・伝・57	
58	仇覽				1			_____	後・伝・66	
59	韓康						1	_____	後・伝・73	
60	蘇不韋			2			1	_____	後・伝・21	
靈	61	鄭太	1		2		3・(4)		尚書侍郎	後・伝・60, 三・卷・16・注
	62	楊彪	1	2	3		(4)		議郎	後・伝・40
	63	劉翊	1					(2)	議郎	後・伝・71
	64	陳紀			1		(2)		五官中郎将	後・伝・52
	65	華佗	1		2				_____	後・伝・72, 三・卷・29
	66	桓華	1	3	4	2			_____	後・伝・27
	67	顧容	1					2	_____	後・伝・69

帝	68	任安	1	2	3		4		_____	後·伝·69, 三·卷·38·注
	69	王烈	1		2				_____	後·伝·71, 三·卷·11·附
	70	許劭			1	2	3		_____	後·伝·58
	71	鄭玄		3	1		2·4		_____	後·伝·25
	72	張玄			1				_____	後·伝·26
	73	趙壹			1				_____	後·伝·70
	74	孫期			2	1			_____	後·伝·69
	75	張芝			1	2			_____	後·伝·55·注
	76	襄楷				1	2		_____	後·伝·20
	77	蘇則	1	2	3		(4)		太 守	三·卷·16
	78	和洽	1		2·(3)				[魏]	三·卷·23
	79	韓暨	1		2·(3)				太 守	三·卷·24
	80	張紘		1	2		(3)		正議校尉	三·卷·53
	81	韓嵩			1		(2)		大鴻臚	三·卷·6·注
82	張範					1·(2)		議 郎	三·卷·11	
83	張昭	1	2					[吳]	三·卷·52	
獻	84	張既	1	(3)	2				鼎 令	三·卷·15
	85	邢顒	1		2				鼎 長	三·卷·12
	86	王脩	1		(2)				[魏]	三·卷·11
	87	陳羣		1	(2)				鼎 令	三·卷·22
	88	曹丕		1	2				五官中郎將	三·卷·2
	89	劉巴		1	2·(3)				[蜀]	三·卷·39
	90	辛毗			1		(2)		議 郎	三·卷·25
91	阮瑀			1·(2)				[魏]	三·卷·21·附	

帝	92	王 粲			1・(3)	2				[魏]	三・卷・21
	93	孫 資			1			(2)	尚書郎	三・卷・14・注	
	94	邴 原			(2)	1			[魏]	三・卷・11	
	95	虞 翻				1			[吳]	三・卷・57	
	96	胡 昭			1				[魏]	三・卷・11・附	
	97	吳 範				1			[吳]	三・卷・63	
	98	程 昱					1・(2)		国 相	三・卷・14	
時期不明	99	范 式		(2)	1				刺 史	後・伝・71	
	100	戴 良	1		2				_____	後・伝・73	
	101	鮑 昂	1		2		3		_____	後・伝・19	
	102	侯 瑾				1			_____	後・伝・70	

〔註〕

- 表中で登用法の欄に示した数字は、102名の登用拒否者がどのような順序でどの登用法をうけたかを示す。
- () で囲んだ数字は、その登用法に応じて就官したことを示し、初任官の欄にその初任官を示した。(初任官が不明な者については、その後最初に明らかとなる官名を示した。)
- 数字に () のない者の中で、初任官の欄に横線を引いた者は、一切の登用を拒否し就官しなかった者であり、初任官の欄に官名を示した者は、最終的に応じた登用法が不明な者である。
- 特に後漢末期の登用拒否者の中には、登用を拒否して三国の政権の官僚となった者がおり、その場合は初任官の欄に [魏]・[蜀]・[吳] と示した。
- また、登用拒否者の中には、正式な登用法とは言えない上計吏から官僚となった者も存在するので、それを明らかにするために登用法の欄の最後に上計吏の欄を設けた。

後…『後漢書』

三…『三国志』

まず表Ⅱによって、被察挙者が最初どの登用法をうけたかを見ると、必ずしも一定しておらず、また次にこの

登用法をうけるかも一定していない。このことは、福井氏が、

皇帝による直接の徵召を受けるには、少なくともそれ以前に中央による制科や辟召を受けているということを必要とし、同様に制科や辟召を受けるには少なくともその事前に地方による召請や常科による推挙を経ていなければならぬという（中略）当該選挙科目より一段下の各種の推挙の過程を経由しておくということが、不可欠の前提とされていた^⑧（傍点は筆者加筆）。

と述べられていることは、必ずしもあてはまらないことを物語る。ただ徵召については、ほぼ最終的にうける登用法であると言え、しかも登用拒否者の中で就官した者は、この徵召に応じた者が最も多いのである。さらに、孝廉を拒否した者について見ると、その登用をうけた順序を示す数字は全て1であり、孝廉は他の四種の登用法とは異なっており、他の登用法をうけてから察挙されることはないのである。

すなわち、表Ⅱから得られる各登用法の上下関係を整理すると、孝廉は最も下位に位置する登用法であり、その一段上位に茂才・辟召・制挙が位置し、最上位に徵召が位置する。しかしそこには、上位の登用法をうける以前にそれより下位の登用法をうけていることは、必ずしも不可欠の前提とはされないものである。

(1) 孝廉

ところで、孝廉は最も下位に位置する登用法でありながら、表Ⅰを見ると拒否の割合が最も低い。この二つの事実を考えると、従来の研究では十分に明らかにされたとは言えない孝廉が持つ登用法としての限界と特徴とを検討してみる必要がある。

そこで、孝廉が他の登用法をうけてから察挙されない、ということの理由を考えると、その最大の理由は、

孝廉によって最初に就く官が、孝廉以外の登用法によって最初に就く官に比べて、官秩が低いということであらう。すなわち、孝廉による初任官は三百石の郎中であるのに対し、茂才の場合は千石から六百石の県令、辟召の場合は高第に察挙されると六百石の侍御史、制挙や徵召の場合は六百石の博士か議郎というように、孝廉以外の登用法の初任官は一般に六百石以上の官であったのである。つまり、孝廉と孝廉以外の登用法とは、その初任官に格差があったのである。また、前漢時代から辟召の基準として四つの項目があり、その基準の中には、賢良方正・直言といった制挙や茂才などに相当する基準も含まれていて、それらが全て「孝悌廉公の行有る」ことというように、「孝廉」であることに集約されているのである。^②つまり、孝廉は登用基準に於いて基本となる、いわば資格審査の意味を持つ登用法であり、孝廉以外の登用法は、「孝廉」プラス α という登用基準を充たすことによって初めて登用されることになる。

ここで、福井氏の研究によって明らかにされた点をもう一度確認すると、いったん登用をうければ被察挙者がその登用に応じるか否かにかかわらず、中央政府の側は被察挙者が登用に応じたものと認識するのであり、また登用に応じても拒否しても被察挙者に対する評価は、上がりこそすれ下がることはなかったのである。とすれば、孝廉以外の登用法を拒否した者は、すでに「孝廉」プラス α の登用基準を充たしており、また孝廉よりも高い初任官が用意されていたのであるから、理論的にも制度的にも初任官の低い基本的な登用法である孝廉に察挙されないのは当然で、同等の初任官が用意されている茂才・辟召・制挙・徵召のいずれかを順次うけることになる。そして孝廉を拒否した者は、その後何度か同じ孝廉に察挙されることがあったとしても、^③その次には必然的に、より高い初任官が用意されている孝廉以外の登用法が適用されることになるのである。

すなわち、孝廉は登用基準の面でも制度的な面でも、最も基本的な登用法であるが故に、孝廉以外の登用法をう

けてから察挙されることはなかったのであり、ここに孝廉の登用法としての限界があつたのである。そしてこのことは、孝廉の特徴の一側面とも言えるであろう。

ところで、このように孝廉の登用法としての限界を強調することは、孝廉を拒否するのはより上位の昇進に有利な登用法をうけるためであつたと受け取られるかもしれないが、事實はそうではない。何故なら、実に孝廉拒否者の四割近く（三三名中一三名）が、その後上位の登用法をうけながら一切の登用を拒否して就官していないのであり、孝廉を拒否することが、より上位の昇進に有利な登用法をうけるためであつたとは一概に言えないのである。^②さらに、表Ⅱの登用拒否者全体でも四割以上の者（一〇二名中四四名）が、一切の登用を拒否して全く就官していないのである。このことは、前に表Ⅰを分析した結果、被察挙が登用を拒否するか否かを決定するのは、昇進に有利か不利かということのみではない、としたことを一層如実に物語るものである。

(2) 辟召

それでは、被察挙者が登用に応じるか拒否するかは、何を基準として決定するのが問題となるが、その前に、辟召が果して一般に言われるほど有利な登用法であつたろうかということを次に検討してみる。

一般に、辟召が有利な登用法であると言われるのは、『北堂書鈔』卷六八に引く崔寔の『政論』に、

三府掾属、位卑職重、及其取官、又多超卓、或期月而長州郡、或数年而至公卿。

とあり、また事実孝廉と比べると官位昇進に要する期間が短かかったからであり、さらに辟召されると、被召者は公府の長官との間に故吏関係が生じ、将来が保証されるからであるとされる。^③そして、この故吏関係を媒介として、公府の長官を筆頭とした派閥が形成されたのである。

このことは、表Ⅰを見ても明らかである。すなわち、各時期に於いて毎年の察挙数をはるかに多い孝廉とほぼ同数の者が辟召されており、有能で高官に至った者や、その資格があると思われる人物に対して適用されているのである。そして、特に獻帝期に辟召が孝廉よりもはるかに多くなることは、辟召が何よりも派閥形成に有利であったことを物語るであろう。すなわち、獻帝期に辟召された者のほとんどが——この時期の「有伝者」のほとんどが『三国志』に伝を有することにもよるが——建安元年（一九六）以後、司空そして丞相となった曹操によって辟召された者である。このことは、曹操が後漢の官僚としての地位を保ちつつ、公府の長官であることによって与えられる特権である辟召権を巧みに利用して、後の曹魏政権の母体となる派閥を着実に形成していったことを物語るのであり、辟召が派閥形成に利用された適例である。

ところが、表Ⅱを見ると登用拒否者の七割近くの者（一〇二名中六八名）が、辟召を拒否しており、逆に登用拒否者の中で辟召に応じた者は一〇名しかいない。一方、官位昇進の早さがほぼ同じである徵召に応じた者を見ると、二八名と辟召に応じた者の三倍弱の者が徵召に応じ、しかもその中の二五名は辟召を拒否したことのある者である。このように見ると、辟召は必ずしも有利な登用法とは言えず、少なくとも登用拒否者にとっては、辟召に応ずることとはかえって不利であると認識されていたと思われるのである。

そこで次に、従来の研究では、辟召の有利な点として故吏関係によって将来が保証されたことが指摘されているが、果たして故吏関係が有利な点ばかりであろうかということを検討してみる。

例えば李固の場合を見ると、『後漢書』紀一〇・皇后紀下に、

（梁）太后夙夜勤勞、推心杖賢、委任太尉李固等、拔用忠良、務崇節儉。

とあり、李固等が忠良の士を登用したとされているのに対し、『後漢書』伝五三の本伝では、

太尉李固、因公假私、依正行邪、離間近戚、自隆支党。至於表拳薦達、例皆門徒及所辟召、靡非先旧。

とあり、李固によって免官された者が外戚梁冀の意をうけて、李固が門生や故吏といった自派の者ばかりを登用しているとして、李固の人材登用を批判しているのである。これは、政争の時には人材登用が批判の口実となりやすいことを物語る。また、『後漢書』伝五六・陳蕃伝に、

(桓)帝諱其言切、託以蕃辟召非其人、遂策免之。

とあり、延熹九年(一六六)の第一次党錮の時に、陳蕃が李膺等を弁護した言葉があまりに敵しかったので、桓帝が陳蕃の辟召が適切でないという口実で彼を免官したのである。すなわち、李固や陳蕃の場合を見ると、政争の時には、人材登用、中でも辟召が批判の口実となりやすかったのである。そして、政争に敗れた側はどうなるかと言えば、同じく陳蕃伝を見ると、

徒其家屬於比景、宗族・門生・故吏皆斥免禁錮。

とあり、彼が第二次党錮で誅された時に、一族とともに彼の門生や故吏までが免官禁錮されたのである。

このように見てくると、辟召は昇進が早く故吏関係によって将来が保証されて有利であるものの、政情が不安定になってくると、辟召が批判の口実となりやすく、また故吏は本人の資質の如何にかかわりなく、辟召者が罰せられた時には連座させられることから、辟召に応じることはかえって危険な面もある。その意味では、昇進の早さがほぼ同じで、故吏という私的な関係の生じない徵召に応じるほうが有利なのである。それ故、辟召を拒否して徵召に応じる傾向が早くから見られるのであろう。

(3) 徵召

そこで次に、登用拒否者の多くが最終的にうけ、それによって多くの者が就官している徴召について、その登用法として持つ特徴を検討してみる。

徴召については、登用拒否・去官との関係から分析された鈴木啓造氏の研究があり、氏によると、

徴召辟召には「命」の意味が含まれているのであって、被召者に対しては強制力をもつもので（中略）被召者が徴召辟召に応じないのは命を拒絶することに通ずるのであって、召者の権威を否定することになる。^②

のであって、特に徴召に応じないことは、「法制的には一律に大不敬として処断されるべきもの」^③であった。

そして、『後漢書』伝五三・李固伝に、

（李固）上疏陳事曰「（略）陛下（Ⅱ順帝）撥乱龍飛、初登大位、聘南陽樊英・江夏黃瓊・広漢楊厚・会稽賀純、策書嗟歎、待以大夫之位（下略）。」又薦陳留楊倫・河南尹存・東平王暉・陳国何臨・清河房植等。是日有詔徵用倫・厚等。

とあり、李固が上疏中で述べているところの順帝が即位当初に徴召した樊英・黄瓊・賀純は、表Ⅱを見ると、いずれも順帝期以前に何らかの登用法を拒否していた者であり、また李固が推薦した者の中で経歴の判明する楊倫もまた、表Ⅱを見ると、それ以前に辟召や一度は徴召をも拒否しているのである。とすれば、官僚が皇帝に人材を推薦し皇帝が徴召する場合、登用拒否者がその対象になることが多かったことを、表Ⅱは如実に物語っているのである。すなわち、鈴木氏の研究と表Ⅱとから、徴召は登用拒否者の中で中央政府にとって必要と認める者に対して、帝国の最高権威者である皇帝の権威によって登用しようとする、登用法の中で最も強制力のある登用法であったと考えられる。そして、この皇帝の権威が付加されることによって、徴召は初任官が同等である茂才・辟召・制掾よりも一段上位に置かれるのである。

徵召のこのような登用法としての特徴がいかになく發揮されるのは、登用拒否の傾向が強まってくる順帝期以後であり、表Ⅰで徵召された者の数と表Ⅱの登用拒否者の中で徵召された者の数とを照合すれば、順帝期以後その数はほぼ一致するのである。ところが、安帝期以前には、徵召された者の数は表Ⅰと表Ⅱとは必ずしも一致せず、特に後漢建国当初の光武帝期には、大半の者が直接徵召されているのであり、しかも、この時期には孝廉や辟召と並ぶほどさかんに徵召が行われているのである。

ここで、いま前漢と三国魏の建国当初の官吏登用の状況を見ると、前漢の場合、高祖の十一年（前一九六）に天下の賢者を諸侯王や郡守に推薦させる詔が出されており、登用法が整備されていない前漢当初にあつては、徵召が唯一の登用法であつたと考えられる。また三国魏の場合、その実質的な建国者である曹操が、自分自身は後漢の官僚としての地位を保ちつつ、その外側に新たな政權を作つていったことからすれば、献帝期に曹操がさかんに行った辟召も、当時の彼の立場から見て皇帝による徵召と同様の力をもつものであつたと言えよう。そして、後漢の建国当初には、徵召以外に登用法が用意されているにもかかわらず、徵召がさかんに行われていることからすれば、徵召とは、本来帝国の建国当初の政權確立期にあつて、積極的に優秀な人材を集め、官僚機構を充実する時に行われる登用法であつたと言えるだろう。

すなわち、本来は政權確立期に最も特徴的に見られるはずの徵召が、登用拒否が容認されるようになった後漢時代には、登用拒否者の中で中央政府に最も必要である者に対して、最終手段の登用法——すなわち、被察挙者の拒否権を拒否する登用法——として行われるようになったのである。そしてここに、後漢時代に於ける徵召の登用法としての特徴が見出されると言えるだろう。

(4) 登用拒否の意味

ところで、登用拒否が可能であり、そのために最終手段として最も強制力のある登用法である徵召が設けられた後漢時代にあつて、その徵召をも拒否して就官しないケースが見られる。そして、徵召を拒否することを可能にする論理としては、一般に「徳」の概念を設定することによって、皇帝の權威を失墜させることなく、逆に皇帝の權威を高めることになると説明される。

ところが、順帝期以後の徵召拒否の状況を見ると、中央政府がいかに拒否を認めることによって皇帝の權威を高めていると認識していたとしても、拒否者の側はそのような認識はしていなかったように思われるのである。そして前に述べたように、孝廉や辟召の登用拒否の状況を見ると、登用を拒否することは昇進に有利か不利かという点のみでは論じられないことが明らかとなった。そこで最後に、後漢の政治の流れの中で、登用拒否がどのように意味付けられるかを検討していくことにする。

まず、徵召に注目して表Ⅱを見ると、和帝期まではほとんどの者が徵召に應じており、またこの間に徵召を拒否した者の中で、少なくとも光武帝期の二名については、この時期が政權確立期にあたることからすれば、拒否を認めることは、光武帝の皇帝としての權威を高めることに効果があつたと思われる。しかし、安帝期以後になると、登用拒否者の中で徵召をうけた半数以上の者が拒否しており、また最終的に徵召に應じるとしてもいったん拒否する例が、和帝期から次第に多くなつてくるのである。このように、一時的にしても徵召を拒否し、さらに一切の登用を拒否して就官しないケースが、時期が下るとともに多くなることは、和帝期から外戚・宦官が熾烈な政權争いを行い、さらに順帝期以後、清流派がその反対勢力として加わつてくることによつて、次第に政治的緊張が高まり中央官僚機構内の統制を欠く状況が顕著になつてくるとともに、皇帝の權威も次第に衰退してくることを物語るも

のであらう。^⑤

そして、このような政治的緊張が最高潮となる桓帝期になると、例えば、『後漢書』伝五八・郭太伝を見ると、郭太は彼に就官することを勧めた者に対して、

吾夜觀乾象、昼察人事、天之所廢、不可支也。

と云って、彼は後漢帝国の崩壊を予見して、就官することを無意味（あるいは不利）と考えて就官しなかったのである。すなわち、彼が登用をうけた桓帝期には、彼が「天之所廢」といっているように、中央政府は政治的混乱によって無力化し、皇帝の權威さえも地に落ちてしまっていたのである。

さらに、次に掲げる表Ⅲによって、各時期の「有伝者」に占める登用拒否者の割合を見ると、順・桓・靈帝の三時期には、その割合が他の時期よりも高くなり、さらに一切の登用を拒否した者のみに限って見ても、「有伝者」に占める割合は、やはりこの三時期に特に高くなるのである。このことは、前の徴召拒否の状況から見た後漢の政治の流れと付合するのである。

表Ⅲ

時期	有伝者	拒否者	一切者 一拒否
光武	42	7	3
明	26	2	0
章	20	4	2
和	18	4	1
安	41	9	3
順	28	9	4
桓	69	25	12
靈	88	23	13
献	80	15	4

すなわち、後漢時代に一切の登用を拒否して就官しなかった者をはじめとする登用拒否者の多くは、当時の政治状況に敏感に反応して、就官することが無意味（あるいは不利）と判断して登用を拒否したのであらう。そしてその中にあって、和帝期まではほとんどの者が徴召に応じているのは、当時去官も可能であったことか

らすれば、いったん登用を拒否した者が就官することは不利と考えつつも、皇帝の権威まで是否定する政治状況に至っていないのであろう。

そして、表Ⅲを見ると、後漢帝国の崩壊が決定的になった献帝期になると逆に登用拒否者が減少し、また表Ⅰを見ると、この時期の「有伝者」の大半が辟召されてそれに応じているのである。このことは、前に述べたように、辟召は有利な面と不利な面とが表裏一体をなしており、それは政治状況によって変わったのであり、またこの時期の辟召のほとんどが曹操によって行われたことからすれば、献帝期に辟召に応じた者というのは、新たな時代の到来を敏感に感じとって、確立期にあった曹操政権に身を投じた者なのであろう。

以上のように検討すると、被察挙者が登用に応じるか否かを決定する基準というのは、単に昇進に有利か不利かという点のみにあるのではなく、『後漢書』伝四三の序に「邦有道則仕、邦無道則可卷而懷也。」とあるように、被察挙者自身が、当時の政治状況をどのように判断するかにかかってくるのではないだろうか。そして、このように考えることによつてはじめて、表Ⅰで見たように、順帝期以後に各登用法とも拒否の割合が高くなり、その中において、献帝期には辟召が特に多くの「有伝者」に適用されてそれに応じていることが説明できるのである。

六

最後に、いままで述べてきたことをまとめ、さらに以後検討が必要と思われる問題を述べると、次のようになる。

(1) 孝廉は、他の登用を拒否したり、去官の後に察挙されることがないことから、一見すると不利な登用法と思われるが、それは孝廉の登用法として持つ限界の故である。

(2) 辟召は、昇進が早く有利であるものの、辟召によつて生じる故吏関係から見ると、政治状況に微妙に反映し、

有利にも不利にもなる登用法であり、後漢初期から拒否者が少なからず存在するのである。

(3) 徵召は、登用拒否が容認されるようになる後漢時代では、登用拒否者に対して最終手段として適用される登用法であり、それは皇帝の權威が付加されるが故に、最も強制力のある最上級の登用法となつたのである。同時にまた政治の消長を最も端的に表わす登用法でもある。

(4) 孝廉・辟召・徵召の各登用法から見る時、登用拒否は、従来言われるように有利な登用法をうけるためにのみ行うのではなく、被察挙者が当時の政治状況を就官するのに無意味(あるいは不利)と判断するから行うのである。(5) 残された問題としては、孝廉が後漢時代の全時期を通して、他の登用法に比べて相対的に拒否の割合が低いということである。これは、察挙者が地方長官である太守であつて、しかも毎年の上計のみならず、孝廉察挙によつても地方統治の成果が判断されたと思われれることから、孝廉の問題は、地方統治との関係から論じなければならぬということである。

註

① 代表的な研究には次のようなものがある。

市村瓊次郎「後漢の儒教経学及び孝廉選舉と士風との関係」(『支那史研究』所収、春秋社松柏館、一九三九年)。

浜口重国「漢代の孝廉と廉吏」(『秦漢隋唐史の研究』下巻所収、東京大学出版会、一九六六年)。

鎌田重雄「漢代の孝廉」(『秦漢政治制度の研究』所収、日本学術振興会、一九六二年)。

勞榘「漢代察舉制度考」(『勞榘學術論文集甲篇』上冊

所収、芸文印書館、一九七六年)。

一 嚴耕望「秦漢郎吏制度考」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』一三上、一九五一年)。

また最近では、邢義田「東漢孝廉的身分背景」(許倬

雲・毛漢光・劉翠溶主編『第二屆中國社會經濟史研討會論文集』所収、漢字研究資料中心、一九八三年)がある。

② 「後漢時代の官吏登用法『辟召』について」(『歴史学研究』一七八号、一九五四年)。

③ 「漢代の選舉と制科の形成」(『社会科学討究』五二、

一九七三年)をはじめ、福井氏には制挙に関する一連の研究がある。

④ 左益實・劉克宗「兩漢の選舉制度与門閥世族的形成」

《中国古代史論叢》第七輯、一九八三年。

黃留珠『秦漢仕進制度』(西北大學出版社、一九八五年)。

⑤ 『東洋史研究』二四—三、一九六六年。

永田氏の研究には、ほかに「漢代の選舉と官僚階級」

《『東方學報』〔京都〕四一、一九七〇年)があり、これも参照すべき点がある。そこで、前者をA論文、後者を

B論文とし、特にB論文で参照すべき点については、適宜註の中で触れる。

⑥ 『東方學』第五七輯、一九七八年。

⑦ 前掲註⑤の永田A論文、六〇—六一頁。

⑧ 前掲註⑥の福井論文、一三頁。

⑨ 前掲註⑤の永田A論文、六七頁。

⑩ 本稿で本文中に挙げた正史二書の中で「有伝者」として取り出さなかつた者は、次の場合である。

(1)前漢時代に既に官僚の経験をもち、後漢時代に更めて登用された者。

(2)兩漢の交替期や後漢末期といった軍閥割拠の混乱期に軍閥に参加し、登用過程が不明な者。

(3)何らかの登用法をうけたことのみ判明し、その前後

後漢の官吏登用法に関する二・三の問題

の記載の全くない者。例えば、『後漢書』伝四七・劉瑜伝に附伝としてある彼の子・劉琬のように「琬瑜学、明占候、能著災異。举方正、不行。」とあるのみで、それ以外は全くわからない場合である。

⑪ 前掲註⑤の永田A論文、七四頁。

⑫ 時期については、最初の登用をうけた時期がどの皇帝の時にあたるかを基準に決定した。しかし、「有伝者」の中には、最初の登用をうけた時期が必ずしも明らかでない者もあり、その場合には、その「有伝者」の伝の前後の記事や、その他の列伝・本紀等にある関連記事によって時期を決定し、それが不可能な者については、時期不明の欄に入れた。また、登用拒否者については、最初の登用をうけた時期と続いて登用をうけた時期がずれる場合もある。

⑬ 『後漢書』伝五一、左雄伝参照。

⑭ 『同右』伝二七、丁鴻伝参照。

⑮ 『同右』志二四・百官志一、太尉の条に引く『漢官目録』参照。

また、茂才の初任官が県令であることは、「有伝者」で茂才に察舉された者の多くが、まず県令に補されていることからわかる。特に『後漢書』伝二六・張楷伝に、「司隸舉茂才、除長陵令、不至官」とあり、張楷は茂才を拒否したが、彼が茂才に察舉されるとただちに県令に

除せられていることから、茂才の初任官が県令であったことは間違いない。

⑩ 前掲註③の福井論文を参照。

⑪ 一般に、徵召における推薦者は、公府の長官であると、言われるが、例えば『後漢書』伝五三・李固伝を見ると、彼は将作大匠の時に官僚候補者を推薦し、その推薦した人物が徵召されている。この事実から、推薦者は必ずしも公府の長官のみではなく、広く官僚層と見るほうがよいと思う。

⑫ 『漢書』卷一一・哀帝紀の応劭注を参照。後漢時代になると必ずしも応劭注の規定どおりではないが、最低基準としてはその規定は生きていたと思われる。

⑬ 上計吏に関しては、鎌田重雄「郡国の上計」（『前掲書』所収）を参照。

⑭ この点については、前掲註⑤の永田A・B論文、及び大庭脩「漢代官吏の辞令について」（『関西大学文学論集』一〇—一、一九六〇年）を参照。

⑮ 属吏と官僚（≡勅任官）との違いを一言でいえる、官僚の選任を主る尚書の承認を経ているか否かということである。

そして、「有伝者」の中には、辟召されて高第等に察舉されずに直接官僚になっている者もいるが、彼らがあくまで公府の属吏であったことからすれば、史料では高

第等による察舉という過程が省略されているに違いない。

⑯ 前掲註⑤の永田A論文、六六頁。

⑰ 本稿では、「辟召→（高第等による）察舉」という過程をもって、辟召を一種の登用法と見るので、公府に辟召されて表一に登用法として挙げた茂才や制舉によって察舉された場合、茂才・制舉による察舉というのは、辟召を一種の登用法とするための必要不可欠の要素なのであり、この場合は、茂才・制舉を独立した一種の登用法とはならず、表一の茂才や制舉の欄にもその数は入っていない。また、公府の辟召に応じながら掾属のままで公府を去った者については、高第等による察舉をうけていないことから、登用法としての辟召には応じなかったものとして登用拒否者と見た。

ところで、現在私は、後漢時代に於ける辟召の盛行の要因として、毎年一定数の公府の掾属を高第・茂才によって察舉するという、公府の定期的な察舉権の確立があったのではないかと考えている。

すなわち、茂才については、『後漢書』志二四・百官志一、太尉の条の注に引く『漢官目録』によって毎年一人とわかる。また、高第については、『後漢書』伝二四・梁冀伝に、「建和元年（二二四）、益封冀万三千戸、増大將軍府舉高第・茂才、官属倍於三公。」とあり、桓帝即位の翌年に当時大將軍であった梁冀に対して、益封及

び大将軍府の掾属の定員増とならんで、高第・茂才の察挙数を増すことが決定されているのである。このことから、茂才とともに高第にも毎年の察挙定員があったことが判明する。さらに『後漢書』伝一五・魯恭伝に、「恭再在公位、選辟高第、至列卿郡守者数十人」とあり、魯恭が前後二度、五年間にわたる司徒在位期間中に、高第に察挙した者の中で数十人が高級官僚になったとあることから、定員について詳しくはわからないが、毎年相当数の公府の掾属が高第として察挙されていることは推測できるのである。そして、前漢時代に辟召された者の中で高第に察挙された例は、管見の及ぶかぎり一例も見出せないことからすれば、右のように後漢時代に数少ない掾属の中から多数の者を、毎年茂才・高第に察挙することが保証されるようになったからこそ、有利な登用法となったものと考ええる。

⑳ 『後漢書』伝二七・丁鴻伝参照。また、前掲註④の黄『前掲書』によれば、黄氏は郡国の人口数によって孝廉察挙数が決められるようになる以前には毎年約一八九名、それ以後には毎年約二二八名の孝廉が、全国から察挙されたと計算されている(一〇二頁)。

㉑ 同右、黄『前掲書』、一〇二頁。

㉒ 前掲註⑥の福井論文、一一頁。

㉓ 『後漢書』志二四・百官志一、太尉の条の注に応劭の

『漢官儀』に曰くとして、

世祖詔「方今選舉、賢俊朱紫錯用。丞相故事、四科取士。一曰德行高妙、志節清白、二曰學通行修、經中博士、三曰明達法令、足以決疑、能案章覆問、文中御史、四曰剛毅多略、遭事不惑、明足以決、才任三輔令、皆有孝悌廉公之行。

とある。この文の解釈については、前掲註①の勞論文、前掲註⑤の永田B論に詳しい。

ところで、辟召の登用基準が「孝廉」に集約されるとすれば、公府が辟召する場合、実際に孝廉に察挙された者を辟召するほうが容易で確実であったろう。それ故、孝廉から連続して辟召されたり、孝廉を拒否した者を辟召する場合が、少なくないのではなからうか。

㉔ 孝廉に数度にわたって察挙された例としては、『後漢書』伝四三・徐穉伝の注に引く『謝承書』に「四察孝廉、五辟宰府、三举茂才」とあり、また『同右』伝五三・李固伝の注に引く『謝承書』に「五察孝廉、益州再举茂才、不応。五府連辟、皆辞以疾」とあるのがそれである。

㉕ ここで、前掲註⑤の永田B論文で、永田氏が「孝廉を辞して辟召に応じることが一つの風潮となって現われてくる」(一九〇頁)と指摘される孝廉と辟召との関係を表Ⅱによって見ると、孝廉を拒否して辟召された者が二七名いるが、その辟召に応じた者はわずか四名であり、

一つの風潮となったとは言えない状況である。

③① 前掲註⑤の永田A論文参照。

③② 辟召者が罰せられた時に、いかに多くの関係者が連座させられたかを示す史料として、例えば『後漢書』伝二

四・梁冀伝に、

其它所連及公卿列校刺史二千石死者数十人、故吏賓客免黜者三百余人、朝廷為空。

とある。

③③ 「後漢における就官の拒否と棄官について」(中国古代理史研究会編『中国古代理史研究』第二所収、吉川弘文館、一九六五年)、五頁。

③④ 同右、鈴木論文、八頁。

③⑤ 李固の上疏中にその名のある楊厚の場合も、『後漢書』伝二〇・本伝を見ると、免官の後、数種の登用法を拒否して、順帝の永建二年(一二七)に徵召に応じていることがわかる。

③⑥ 『漢書』卷一・高帝紀下。

③⑦ 前掲註⑤の永田B論文、及び前掲註③②の鈴木論文を参照。

③⑧ 増淵龍夫「後漢党錮事件の史評について」(『一橋論叢』四四―八、一九六〇年)で、氏が「章帝以後の内朝の歴史は、実際の政権の掌握をめぐっての外戚と宦官とのげい争いの歴史であるといつてよい」(六九頁)と述べられていることが、後漢の政治の流れを最も端的に表現している。

③⑨ 順帝期頃から清流派が形成されてくることは、狩野直禎「李固と清流派の進出」(『田村博士頌壽記念東洋史論叢』所収、一九六六年)に指摘されている。また、同時期に宦官による害が顕著になってくることは、江幡真一郎「後漢末の農村の崩壊と宦官の害民について」(『集刊東洋学』二一、一九六九年)に指摘されている。

③⑩ 『後漢書』伝七三・逸民伝の序に「自後帝德稍衰、邪孽当朝、処士耿介、羞与卿相等列」とあることが、この状況を端的に物語っているであろう。

(文学研究科博士後期過程・東洋史学専攻)